【外交防衛委員会】

(1) 審議概観

第157回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出法律案1件であり、可 外交防衛 決した。

また、本委員会付託の請願1種類20件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

[法律案の審査]

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の例に準 じて、防衛庁職員の給与の改定を行うとともに、自衛官俸給表の将の欄又は将補の円欄の 適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合の改定等を行うものである。 委員会においては、自衛隊の人事教育制度の在り方、自衛官の処遇改善、今回の給与改定 に伴う調整措置と予算の歳出節減等について質疑を行い、討論の後、多数をもって原案ど おり可決した。

(2) 委員会経過

- 〇平成15年10月7日(火)(第1回)
 - ○理事の補欠選任を行った。
 - ○外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
 - ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - ○防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院 送付)について石破防衛庁長官から趣旨説明を聴いた後、同長官、川口外務大臣、浜 田防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〇平成15年10月9日(木)(第2回)

○防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院 送付) について討論の後、可決した。

(閣法第1号) 賛成会派 自保、民主、公明 反対会派 共産、社民

(3) 成立議案の要旨

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第1号) 【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定 しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 防衛参事官等俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて 引き下げる。
- 2 自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の分欄の適用 を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合を改定する。
- 3 営舎外居住を許可された自衛官に支給する営外手当の月額を5,780円(現行5,880円) に引き下げる。
- 4 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生(以下「学生」という。)の期末手当について、 平成15年度は12月期の支給割合を100分の160に引き下げ、平成16年度は6月期の支給割 合を100分の160に引き下げ、12月期の支給割合を100分の170に引き上げる。
- 5 調整手当の異動保障制度の改正のための一般職の職員の給与に関する法律の一部改正 に伴い、当該手当を自衛官に対して支給する場合の準用規定の整理を行う。
- 6 本法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、平成16年度の学生の期末手当に関する規定及び調整手当の異動保障制度に関する規定は、平成16年4月1日から施行する。

(4) 付託議案審議表

· 内閣提出法律案(1件)

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆 議 院		
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付託	委員会 議 決	本会議議 決
1	防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改 正する法律案	衆	15. 9. 26	15. 10. 6	15. 10. 9 可決	15. 10.10 可決	15. 9.29 安全保障	15. 10. 2 可決	15. 10. 3 可決